

2018年7月16日

## 【聖和短期大学 受験生の皆さんへ】

災害にあわれた世帯の受験生に対する経済的支援を図るため、本人からの申し出により入学検定料の減免措置を講じることとなりましたので、お知らせいたします。

(※災害救助法適用日によって、減免にならない場合があります。ご注意ください。)

災害にあわれた世帯の方につきましては、聖和短期大学事務室までご相談いただき、減免措置を希望する場合は所定の手続きを行ってください。

### <連絡先電話番号>

■ 聖和短期大学事務室：Tel.0798-54-6504

#### 1. 対象者

平成30年7月豪雨（平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨）により災害救助法が適用された地域に居住し、被災された世帯の受験生で以下のいずれかの要件に該当する方。

- ① 被災地に居住する家計支持者が災害に起因する事由で亡くなられた方
- ② 家計支持者の所有・居住する家屋が全壊・半壊（修理不可能で取り壊すもの）および滅失した方
- ③ 災害により家計支持者が負傷され、入院・長期加療を必要とする方
- ④ その他 ※④の場合、申請前に一度ご相談ください。

【指定地域】 ※後日追加される可能性もありますので、各自ご確認ください。

【高知県】 安芸市、香南市、長岡郡本山町、宿毛市、土佐清水市、幡田郡三原村

【鳥取県】 鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町

【広島県】 広島市、呉市、竹原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中市、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町

【岡山県】 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西栗倉村、加賀郡吉備中央町、小田郡矢掛町

【京都府】 福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町

【指定地域】※後日追加される可能性もありますので、各自ご確認ください。

【兵庫県】豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町、養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町

【愛媛県】今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町

【岐阜県】高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝市、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村、岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町

## 2. 減免対象：入学検定料

出願期限が被災時以降となる2018年度に実施する入学試験の検定料が対象です。

## 3. 提出書類

◎被災状況証明書等

- ・「死亡診断書」（1-①の場合）
- ・「市町村が発行する罹災証明書」（1-②の場合）
- ・「家屋の損壊状況が証明できる書類」（1-②の場合）
- ・「家計支持者の入院・長期加療を証明する医師の診断書」（1-③の場合）

※上記のほか大規模半壊・半壊の場合は「取り壊し申込書」もあわせてご提出ください。

## 4. 申請期日と減免措置適用審査について

まずは、聖和短期大学事務室（Tel0798-54-6504）にご相談ください。

その上で、提出書類を聖和短期大学事務室（〒662-0827 兵庫県西宮市岡田山 7-54）まで簡易書留郵便で郵送してください。提出書類に基づき減免措置適用についての審査を行います。減免措置適用の結果については、電話で連絡を行なうとともに、減免措置が適用となる方については、関係書類を郵送いたします。

### ■事務取扱時間

平日 8:50~11:30、12:30~16:50、土曜日 8:50~12:20

(8/1~9/10 は平日 9:00~11:30、12:30~16:00)

※次の期間は閉室しております。

- 日曜日、祝日（授業実施日を除く）
- 9月・10月の第2土曜日
- 7月31日～9月2日までの間の土曜日
- 8月13日～8月21日
- 12月24日12時～1月5日
- その他入試実施日など

以 上